

○財務省告示第三百七十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年十一月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第二百二十五回）

二 発行の根拠

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

六

イ

発

入価 入価
札格 行札格
発競 発競
行争 額行争

ロ

札非
発競
行争
入

ハ

国特 国特
債別 債別
参加 参加
場場 I

ニ

国特 国特
債別 債別
参加 参加
場場 II

でた条特	でた条特	でた条特	兆国項計	億はづる	た運五つ定う額
二利第別	二利第別	六利第別	九債に規	き発律のめ	にち、金額
千付一会	千付一会	千付一会	つ定す	法第公必千はづ	財政二兆
八国項計	七国項計	五国項計	いに基	た条のな百額	法行第兆
百債に規	九債に規	万に規	てはづ	利第発財三	面行第兆
五十つ定	億つ定	円つ定	るき	源のの五	額た条千
億て基	て基	て基	額発	のの特確保を	付一第百
円、づ	、づ	、づ	し十	に規に	国項七
額き第	額き第	額き第	た条	関に	債の億
面発四	面発四	面発四	利第	関に	に規
金行十	金行十	金行十	付一	する	円
額し七	額し七	額し七	会		

十 十 十
八 七 六

十
五

十
四

十 十
三 二

払元償償
場利還還
所金金期
支額限

後第
の二
利期
子以

初
期
利
子

の経利入 価 ・ 別 債 行 争 非
払過 札 格 第 参 市 及 入 価
込利 発 競 II 加 場 び 札 格
み子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

日額平利てを毎
本面成子、支年
銀行金三十をそ
額十支の期三
百二年払日と月
円九。前以し二
つ月六。月、日
き二間六各及
百十日にに支九
円日属すお十
るい日

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$
規定する期日
下、次号及び第十六号において同じ。
は、その翌営業日に支払うこと。
期が銀行休業日に当たるとき
た金額を支払う。ただし、支払
期と、次の算式により算出し
平成二十八年三月二十日を支
平成二十年三月二十日を支
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

募入○
払込金決定のパーセント
り算出した金額を、次の算式によ
定する。期日に払込むものとする
る。

二 十
十 九

払 者 入
込 者 札
期 者 参
日 加

平 財
成 務
二 大
十 臣
七 か
年 ら
十 通
一 知
月 を
十 受
九 け
日 た
者